

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への 国民健康保険料の減免に関するQ & A

質問の一覧

1	申請について	3
Q-1-1	どのような人が対象となりますか。	3
Q-1-2	主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。	3
Q-1-3	郵送でも申請できますか。	3
Q-1-4	申請期限はいつですか。	3
Q-1-5	申請に必要な書類を教えてください。	3
Q-1-6	令和3年中の所得についてまだ申告ができていません。減免申請はできますか。	4
Q-1-7	防府市に転入したら、再度申請が必要ですか。	4
2	減免の要件について	4
Q-2-1	重篤な症状を負ったとはどのような場合ですか。	4
Q-2-2	収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうかどのように判断するのですか。	4
Q-2-3	非自発的失業による保険料の軽減を申請し、保険料の軽減を受けています。減免の対象となりますか。	4
Q-2-4	住民票上の世帯主は年金収入のみの父です。同一世帯の自分の収入が減少しています。減免の対象となりますか。	4
Q-2-5	収入がわかる書類は世帯全員分が必要ですか。	4
Q-2-6	令和4年中の収入見込額はどのように算出すればよいですか。	5
Q-2-7	令和3年中の「事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入」は何を見て記載すればよいですか。	5
Q-2-8	事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入）のうち、事業収入については前年に比べ10分の3以上の減少が見込まれますが、不動産収入については減少する見込みがなく、2つの収入を合計すると前年に比べて10分の3以上の減少にはなりません。減免の対象となりますか。	5
Q-2-9	事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入以外の、雑収入や株取引による収入の減少は減免の対象となりますか。	5
Q-2-10	保険金や損害賠償等により補填されるべき金額には、国や県から支給される各種給付金や雇用保険の失業給付金は含まれますか。	5
Q-2-11	「令和3年中の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をしたあとの額ですか。また、純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い替え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。	5

Q-2-12 「令和3年中の所得の合計額」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。あるいは、それ以外の種類の所得（年金所得や株式の譲渡所得等）を含めた合計額ですか。.....	6
Q-2-13 「減少が見込まれる事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる収入のことですか。.....	6
Q-2-14 「減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額」の範囲を教えてください。.....	6
Q-2-15 主たる生計維持者が減免の要件のすべてに該当しますが、前年の所得額が0円のため、減免対象保険料額が0円となってしまいます。保険料は減免されますか。.....	6
3 減免の対象となる保険料について.....	6
Q-3-1 収入が減少し始めた時期に関わらず、令和4年4月1日以降に納期限が設定されている保険料が減免の対象となりますか。.....	6
Q-3-2 減免決定前に保険料を納付しました。還付されますか。.....	6

1 申請について

Q-1-1 どのような人が対象となりますか。

A 次の(1)または(2)に該当する世帯が対象となります。

(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が亡くなられた、または1か月以上の治療を要するなど重篤な傷病を負った世帯

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウのすべての要件に該当する世帯

〈要件〉

ア 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

イ 主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。

Q-1-2 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

A 基本的には住民票上の世帯主です。

ただし、実態的に国民健康保険に加入している世帯員の収入で生計が維持されている場合は、「事業収入等の状況申告書」にその方の氏名をご記入ください。

Q-1-3 郵送でも申請できますか。

A 申請できます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送で申請してください。申請に必要な書類の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。また、保険年金課に問合せいただければ書類を郵送します。

Q-1-4 申請期限はいつですか。

A 令和5年3月31日です。申請後、減免の決定通知までに2か月程度かかることがありますので、早めに申請してください。

Q-1-5 申請に必要な書類を教えてください。

A 「国民健康保険料減免申請書」に減免理由のわかる書類の写しを添えて申請してください。

①主たる生計維持者が死亡した場合

・「死亡診断書」の写し等

②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合

・「医師の診断書」、「入院勧告書」の写し等

※ 新型コロナウイルス感染症による病状等の記載があること。

③主たる生計維持者の収入が減少した場合

・「事業収入等の状況申告書」

・令和3年中の収入がわかる書類（確定申告書の控えなど）

・令和4年中の収入がわかる書類（帳簿や給与明細など）

・廃業・失業したことがわかる書類（廃業届・離職票・雇用保険受給資格者証など ※廃業・失業した場合のみ）

・保険金・損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類（※ある場合のみ）

Q-1-6 令和3年中の所得についてまだ申告ができていません。減免申請はできますか。

A 主たる生計維持者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者に未申告の方がいる場合、減免要否の判定ができないため、所得の申告をされた後に申請してください。

Q-1-7 防府市に転入したら、再度申請が必要ですか。

A 防府市に転入前の市町村で減免申請をしても、申請が必要です。

2 減免の要件について

Q-2-1 重篤な症状を負ったとはどのような場合ですか。

A 1か月以上の治療を要するなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しい場合です。「医師の診断書」等により確認します。

Q-2-2 収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうかどのように判断するのですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症やそのまん延のための措置による影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇や昨年中の離転職が収入減少の主な原因である場合など）を除き、減免の対象から除外するものではありません。

Q-2-3 非自発的失業による保険料の軽減を申請し、保険料の軽減を受けています。減免の対象となりますか。

A 主たる生計維持者が非自発的失業による保険料の軽減制度の適用を受けている場合は、減免の対象となりません。ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、減免の対象となる場合があります。
また、主たる生計維持者以外の方が、非自発的失業による保険料の軽減対象となっている場合は、減免申請ができます。

Q-2-4 住民票上の世帯主は年金収入のみの父です。自分の収入が減少しています。減免の対象となりますか。

A 実態的に国民健康保険に加入している世帯員の収入で生計が維持されている場合で、減免の対象要件を満たすときは、減免の対象となることがあります。

Q-2-5 収入がわかる書類は世帯全員分が必要ですか。

A 主たる生計維持者の収入がわかる書類が必要です。ただし、主たる生計維持者及び国保加入者に令和3年中の所得の未申告の方がいる場合は、減免要否の判定をすることができないため、未申告者にかかる所得の申告をされた後に減免の申請をしてください。

Q-2-6 令和4年中の収入見込額はどのように算出すればよいですか。

A 申請月以降の見込額を申請時点の実情から算出してください。令和4年1月から申請月までの収入額の平均値や、令和4年1月から申請月までの実績のうち最も低い額など、防府市が合理的であると判断するものであれば、算出方法は問いません。「事業収入等の状況申告書」に収入見込額の算出方法を記載してください。

なお、廃業や失業した場合で、今後の事業再開や再就職の見通しが立たない場合は、申請月以降の収入見込額を0として差し支えありません。

Q-2-7 令和3年中の「事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入」は何を見て記載すればよいですか。

A 確定申告書のB表第一表の収入金額等の欄の㊦営業等収入・㊧農業収入・㊨不動産収入㊩給与収入、第三表の㊪山林収入を見て記入してください。源泉徴収票の場合は、支払金額欄を見て記入してください。

Q-2-8 事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入）のうち、事業収入については前年に比べ10分の3以上の減少が見込まれますが、不動産収入については減少する見込みがなく、2つの収入を合計すると前年に比べて10分の3以上の減少にはなりません。減免の対象となりますか。

A 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかひとつでも前年に比べて10分の3以上減少する見込みであれば、Q-1-1の要件アに該当します。さらに要件イ・ウに該当すれば、減免の対象になります。

Q-2-9 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入以外の、雑収入や株取引による収入の減少は減免の対象となりますか。

A 減免の対象となりません。

事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの減少が見込まれる場合のみ対象となります。

Q-2-10 保険金や損害賠償等により補填されるべき金額には、国や県から支給される各種給付金や持続化給付金などの給付金や雇用保険の失業給付金は含まれますか。

A 含まれません。

Q-2-11 「令和3年中の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をしたあとの額ですか。また、純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い替え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

A 医療費や扶養控除などの各種控除をする前の金額です。

また、地方税法第313条第8・9項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や租税特別措置法に規定する居住用不動産の買い替え等にかかる特別控除等の特別控除については、控除したあとの金額となります。

Q-2-12 「令和3年中の所得の合計額」とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。あるいは、それ以外の種類の所得（年金所得や株式の譲渡所得等）を含めた合計額ですか。

A 令和3年中のすべての所得の合計額です。
年金所得や株式の譲渡所得等も含まれます。

Q-2-13 「減少が見込まれる事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる収入のことですか。

A そのとおりです。

Q-2-14 「減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額」の範囲を教えてください。

A 例えば、令和3年中に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」は給与収入のみの場合、給与所得以外の不動産所得・雑所得・株式の譲渡所得の合計額となります。

Q-2-15 主たる生計維持者が減免の要件のすべてに該当しますが、令和3年中の所得額が0円のため、減免対象保険料額が0円となってしまいます。保険料は減免されますか。

A 保険料減免額が0円となるため、減免の対象となりません。

3 減免の対象となる保険料について

Q-3-1 収入が減少し始めた時期に関わらず、令和4年4月1日以降に納期限が設定されている保険料が減免の対象となりますか。

A 収入が減少し始めた時期に関わらず、令和4年4月1日以降に納期限が設定されている保険料が減免の対象となります。

Q-3-2 減免決定前に保険料を納付しました。還付されますか。

A 減免決定により減額となった保険料については、還付します。ただし、滞納している保険料がある場合は、充当することがあります。減免決定後、保険料変更通知書や還付手続きに必要な書類を送付します。返送いただいた書類の受領から還付までに約2か月程度かかる場合があります。